

大島町災害廃棄物処理事業記録

・・・大島土砂災害により発生した災害廃棄物の処理経過報告・・・

平成 27 年 3 月

大 島 町
 東京都環境局
公益財団法人東京都環境公社

＜目次＞

はじめに

第1章 初動期（発災直後～1か月）

- 1 一次仮置場の運営管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 2 災害廃棄物等の推計量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 3 災害廃棄物処理方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- 4 災害廃棄物等処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

第2章 応急対応期（前半）（発災後3週間～2か月）

- 1 地方自治法に基づく事務の委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- 2 災害廃棄物等処理計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- 3 先行処理事業の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8

第3章 応急対応期（後半）（発災後2か月～8か月）

- 1 島内処理業務（町業務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
- 2 災害等廃棄物処理事業費補助金に関する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15
- 3 大島町災害廃棄物の本格処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17
- 4 災害廃棄物処理計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18
- 5 市街地の一次仮置場の解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20

第4章 復旧・復興期（発災後7か月～1年2か月）

- 1 災害廃棄物処理計画見直し後の処理経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P25
- 2 災害廃棄物の処理実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P27

第5章 公益財団法人東京都環境公社の取組

- 1 公社における災害廃棄物処理の実績（東日本大震災時の実績等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P35
- 2 大島町の災害廃棄物処理における事業開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P37
- 3 業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P38
- 4 現場監理業務の円滑な終了を迎え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P40

第6章 新たに培った処理ノウハウや今後の課題

- 1 一次仮置場の確保及び環境保全措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P41
- 2 災害廃棄物処理の業務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P43
- 3 島嶼地域における災害廃棄物の船舶輸送システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P47
- 4 災害廃棄物の徹底したリサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P51
- 5 都内自治体及び民間事業者との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P54

最後に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P57

＜時期区分表＞ 「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）環境省（抜粋）

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う時期)	～3カ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

※この「時期区分表」の時間の目安と、今回の大島町の時間の目安は異なる。

はじめに

平成25年10月16日未明に伊豆大島を襲った台風第26号により発生した土砂災害により、大島町では死者36名、行方不明者3名が犠牲となるほか、建物被害が全壊、大規模半壊、半壊及び一部損壊を合わせて約400棟という甚大な被害を受けた。町は、発災直後に、この土砂災害によって発生した災害廃棄物の量を約11万トン（災害廃棄物が約3万トン、土砂が約8万トン）と推計したが、これは町の通常時においては約9年分の廃棄物処理量に相当する。町は、街中に流入し、散乱した土砂、流木、がれきなどを、町内の建設業者等の協力を得て速やかに撤去した。また、これらの処理が、町の復旧、復興の前提となることから、東京都に支援を要請し、早期処理を目指すこととした。



図0-1 大島土砂災害状況

都は、東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理のノウハウを活かし、公益財団法人東京都環境公社と連携し、都内自治体や民間事業者の協力の下で、特別区内の処理施設での受入処理を行うことを決めた。これを受け、地方自治法第252条の14に基づき災害廃棄物処理の事務の一部を町から都に委託することについて、平成25年11月28日の町議会での委託の議決、翌日29日の都議会での受託の議決を経て決定し、島外処理に係る事務については都が実施することになった。

こうした処理スキームを踏まえて、平成25年12月に、町は島内処理に係る大島町災害廃棄物等処理計画を、都は島外処理に係る大島町災害廃棄物処理実施計画（東京都受託分）を策定した。これらの計画に基づき、島内では、町と防災協定を締結している建設業者等が中心となり島内処理が開始されるとともに、平成25年12月17日には、緊急に処理を要する廃置などについて島外処理が開始され、早期復旧に向けた歩みが始まった。加えて、平成26年1月からは、都及び公社が東日本大震災で培った被災現場における受入監視などのノウハウを活かした枠組みによって、特別区の協力の下、東京二十三区清掃一部事務組合の中央清掃工場での可燃性廃棄物（木くず等）の受入処理を皮切りに、島外処理が本格的に始まった。

その後、夏の観光シーズンを前にして、島内処理においては、街中の仮置場を撤去するなどの工程管理を行いつつ、島外処理においては、発災後1年目の平成26年10月16日には東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場への搬入が終了し、同年12月26日には民間処理施設への搬入が終了した。そして、島内処理の完了、大量に発生した土砂の自然回復事業の資材としての搬入終了を受けて、町における全ての災害廃棄物処理が完了した。



図0-2 市街地の土砂等の流入状況

この記録は、町が実施した、発災直後における災害廃棄物の推計、処理計画の策定、災害廃棄物の運搬及び処分、災害等廃棄物処理事業の補助金関係の事務などの経験を、都とともに記録として取りまとめることにより、今後、いつどこで起きるか分からない災害に備え、双方で培ったノウハウを後世に残すために作成したものである。

大島町地域整備課長
三辻 利弘